

新旧対照表

○ かながわ 3 R 推進会議規約

新	旧
<p>(部会)</p> <p>第 7 条 3 R 推進会議は、第 2 条の所掌事項を遂行するため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長の指名する者をもって構成する。</p> <p>3 部会の構成、庶務その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(部会)</p> <p>第 7 条 3 R 推進会議は、第 2 条の所掌事項を遂行するため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長の指名する<u>団体等の委員</u>をもって構成する。</p> <p>3 <u>部会に部会長及び部会副会長を置き、部会の委員の中から互選により選出する。</u></p> <p>4 <u>部会長及び部会副会長の職務並びに部会の会議については、第 6 条の規定を準用する。</u></p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、平成 2 8 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。</p>